

# 旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年5月28日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 川 崎 輝 通

平成30年5月28日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 証人の出頭請求及び委員派遣の取り消しについて ② 調査報告書について	原案可決	—



## 旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年5月28日（月）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時31分	開会 ～	午後3時54分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	山本恒道
	委員	尾川直行		橋本逸夫
		田口健作		津島 誠
		掛谷 繁		守井秀龍
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		石原和人
		森本洋子		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
参考人	なし			
証人	なし			
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主事	楠戸祐介
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

### 午後9時31分 開会

○川崎委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査……。

〔「15です」と呼ぶ者あり〕

ああそうか、そうか。失礼しました。訂正します。

ただいまの御出席は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴者の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては、一般報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会Cにて音声のみの傍聴をしていただくことといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しております。

まず、ご報告を申し上げます。

正副委員長を派遣することになっておりました証人宅の訪問でございますが、その後、関係者の体調不良によりいまだ実施できておりません。

現委員の任期末も控えておりますことから、証人の体調の御回復をお祈りし、当該証人に関する3月13日決定の出頭要請、また、4月5日決定の委員派遣については、いずれも行わないことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、これより委員会調査報告書についての審査をお願いします。

報告書案については、まとめ部分を除く案と各会派からの検討結果をお手元に配布はまだしていませんが、休会中に配布したいと思います。

休会にしてですね、幹事会で一応、各会派から出ている案についての話し合いというんですか、まとめについて、まとめ案ができ次第、この100条委員会、再開していきたいとそういう方向で今日の100条委員会運営したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、それでは休会にいたして幹事会を開きたいと思っておりますので、委員会室Cにて幹事の皆様はそちらのほうへ移動をお願いします。

以上です。

### 午前9時34分 休憩

## 午後3時47分 再開

○川崎委員長 大変お待たせいたしました。

一応、最終案がまとまりましたので、100条委員会再開していききたいと思います。

お手元にですね、協議いただきました内容、最終案が手元にいっていると思います。案とですね、最終的な案では最後にの文章が相当文章が加わりましたので、まずこれ私が朗読して、あとはそんなに、それ以前はそんなに訂正はありませんので、まず、朗読いたしまして、もし意見があれば各委員の発言を求めたいと思います。

それでは最後にまとめ案について朗読させていただきます。

本委員会は平成29年12月20日の定例会最終日に設置されて以来、関係人の証人尋問及び参考人招致並びに請求した資料及び記録に基づき、調査を重ね、本報告書の作成に至った。ただ、証人や参考人の証言・聴取意見の内容に曖昧さが残ったことは否めず、上記のとおり事実認定した事項を中心とした調査結果となったものである。本特別委員会が、一連の調査を通じて特に指摘すべきと考えるのは、応対、交渉、見聞の記録の収集や作成、そして、意思決定に用いる資料管理とその後の保管に関する地方公共団体としての備前市全体の文書管理体制である。指摘すべき点は次のとおりである。調査の全容を明らかにするために必要な行政文書、特に、応対交渉の録音等の記録が行政文書として存在しないものがあること。文書保管状況、閲覧や複写の履歴が確認できなかったことから、備前市が組織的に用いる行政文書、すなわち、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び録音録画を含めた電磁的記録を適正かつ適切に運用管理する仕組みが十分でないこと。以上の点を鑑み、本特別委員会は、公文書等の管理に関する法律に基づき、備前市は行政文書管理に関する条例化を検討し、再びこのような事案を生じることのないよう必要な措置を講じるべきと提言するものである。このことによって、備前市の行政文書が民主的な市政運営の根幹を支える市民共通の知的資源として利用できるものとし、一方で、現在及び将来の市民に、その説明責任を全うされるようにしていくべきだと当委員会は結論付けるものであるということです。

この朗読いたしました委員会調査報告について御意見のある方の発言を求めたいと思います。

〔「委員長補足したようだったら、文面の、補足」と呼ぶ者あり〕

だから、今読んだとおりで最初の案の時には前文なんかなかったと思いますんで。

はい、どうぞ、橋本委員。

○橋本委員 これは幹事会で了解をして、最終案ということなんでしょう。

○川崎委員長 はい、そうです。

〔「はい、私は異議ありません」と橋本委員発言する〕

〔「はい、よろしい」と田口委員発言する〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 ほかにご意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これより委員会調査報告書案について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会報告書は原案のとおり可決されました。

なお、本委員会は、議員の任期末である5月31日をもって消滅いたしますので、本会議で委員長報告をすることはできませんが、報告書は議長に提出し、ホームページで公開することといたします。それまでに字句の訂正や委員会の意見に影響のない範囲での加筆修正を委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「ちょっと手があがりようから、事務局から」と橋本委員  
発言する〕

石村君、はいどうぞ。

○石村議事係長 幹事会の決定で、個人名についての表記を委員長に御一任をいただきたいと。

○川崎委員長 それが抜けとったかな。

誤字ともにはですね、この調査の概要の中でそれぞれの証人の証言が簡潔にまとめられてますが、誰が証言したのか名前がないので、ちゃんと誰が証言した内容だということはちょっと時間がなくてできてませんので、委員長、副委員長、事務局と相談してちゃんと証言者名を入れた内容に変更したいと思いますんで。

その点についても、御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会報告書については、字句の訂正や委員会の意見に影響のない範囲での加筆修正を委員長に御一任いただくことに決定しました。

閉会を前に一言申し上げます。

地方自治法第98条第1項並びに第100条第1項及び第10項の権限を付された本特別委員会は、昨年末から任期末までという限られた期間で行われました。委員会運営においては、至らない場面もあったことと思いますが、委員各位におかれましては、約半年もの間、精力的に調査いただいたことに対し、感謝を申し上げます。また、これまで証人や参考人、説明員として本特別委員会に御出席いただいた方々、記録や資料の提出に御協力をいただいた各位に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

以上で、旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞様でした。

午後3時54分 閉会